

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて



令和3年7月5日
出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

対応方針

- ◎ 出入国在留管理庁においては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本邦への入国時期が遅れている方に配慮し、入国手続きに必要な在留資格認定証明書（以下「認定証明書」という。）の有効期間を延長する措置を講じてきました（下記の「これまでの取扱い」参照）。
- ◎ 今般、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入国手続きに影響を及ぼしていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講じる**こととします（下記の「新たな取扱い」参照）。
- ※ なお、認定証明書は、交付時点における上陸のための条件への適合性を証明するものであり、有効とみなす期間が過度に長期化することは認定証明書交付時の状況と入国時の状況が異なる可能性が高まるため、下記の新たな取扱い以降、認定証明書の有効期間の更なる延長は行いませんが、**前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。**詳細は[こちら](#)を御覧ください。

これまでの取扱い

新たな取扱い

- ①対象となる在留資格
在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
- ②対象地域
全ての国・地域
- ③対象となる在留資格認定証明書
2019年10月1日以降に作成されたもの
- ④有効とみなす期間
 - ・ 作成日が2019年10月1日～12月31日
→ **2021年4月30日まで**
 - ・ 作成日が2020年1月1日～2021年1月30日
→ **2021年7月31日まで**
 - ・ 作成日が2021年1月31日～
→ **作成日から「6か月間」有効**
- ⑤有効とみなす条件
在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合

- ①対象となる在留資格
在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
- ②対象地域
全ての国・地域
- ③対象となる在留資格認定証明書
2020年1月1日以降に作成されたもの
- ④有効とみなす期間
 - ・ 作成日が2020年1月1日～2021年7月31日
→ **2022年1月31日まで**
 - ・ 作成日が2021年8月1日～2022年1月31日
→ **作成日から「6か月間」有効**
- ⑤有効とみなす条件
在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合

[参考様式<別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用>](#)
[参考様式<別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用>](#)
※ 査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。